

Never Ending Note2

平成28年1月1日発行「税務弘報」1月号(第64巻第1号)付録

事業承継を成功に導く ネバー・エンディング・ノート2

税理士法人 日本税務総研

税務弘報1月号付録

中央経済社

事業承継は高僧の言葉に似ている
本気でやる気があるのか
今やらずにいつやるのだ

税務弘報 1月号付録

事業承継を成功に導く

ネバー・エンディング・ノート 2

税理士法人 日本税務総研

社名

はじめに	3
① 誰もが最初にしなければならないこと	4
1 小規模宅地等の課税価格の特例の活用	4
2 特定居住用宅地等の特例の活用	4
3 特定同族会社事業用宅地等の特例の活用	6
(1) チェックポイント	6
(2) 特定同族会社事業用宅地等とは	7
② 贈与の活用	8
1 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度と 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度	8
(1) 教育資金の一括贈与と結婚・子育て資金の一括贈与との違い	8
(2) 親や祖父母が必要な都度必要な額を贈与するのは非課税が原則	8
(3) 節税効果の高い教育資金の一括贈与の概要	8
2 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税	10
3 夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除	10

③ 自社株の承継	12
1 事業承継計画は事業計画に組み込まれるもの	12
2 経営の承継について	12
(1) 創業の理念と現在まで	12
(2) 経営理念	12
(3) 後継者の自覚と承継のための環境整備	13
(4) 相続財産以外のキャッシュ・フローの試算	14
(5) 法人借入の連帯債務及び抵当権等の物上保証について	15
(6) 現在の事業計画のポイント	16
3 「事業承継計画」の必要性	16
4 「歪みを抑えるための事前検討」	18
④ ここまでのまとめ	20
⑤ 事業承継計画の基礎知識	21
1 基幹財産の性格を理解しましょう	21
2 事業経営者の相続の特徴を理解しましょう	22
3 自社株の承継計画の現状について	22
4 自社株の承継計画の前提作業	23
(1) 株主名簿は整理されているか	23
(2) 株主一覧表を作る	24
(3) 議決権割合分析表を作る	25
(4) 自社株の評価額の算出	26
⑥ 持株区分に応じた評価方法	27
1 自社株承継計画をたてる	28
2 事業承継に使える株式の種類を知っておく	28
(1) 事業を承継しない子どもに、優先して配当を得られる無議決権株式を 取得させる方法	28
(2) 少数株主を排除するスクイズアウト (squeeze-out) とは	29
3 自社株承継にかかる遺言の重要性	29
4 株主構成の現状と将来の見通しについて考えましょう	29
5 非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例の活用	30
(1) 制度概要	30
(2) 要件	30
(3) 事業承継税制のイメージ	31

はじめに

「社長、事業承継対策はお済みですか」

「相続税が増税されています。株価対策はできていますか」

「非上場株式は換金できないのに、相続税では高い評価がつけられます。なにか対策をなさっていますか」

「遺言は重要です」

昨今、事業承継や相続などについて、どちらかといえば税理士業界よりも銀行や証券会社など金融業界から顧問先にアプローチが行われる時代です。

「こんな提案書ももらっているのですが、どうでしょうか」などと顧問先から意見を求められることも増えています。そんなときに、どのように対処すればよいのでしょうか。

外部からの提案は、多額の借入金を使った（太陽光発電などの）副業的な設備投資、（株価の引下げを主目的にした）組織再編など手の込んだものも見受けられます。そのような提案書を見ていると、「相続税を少なくすることにはなるかもしれないけれど、はたして、本来の事業により影響を与えるのだろうか」と考え込んでしまうものも少なくありません。

では、どのように事業承継を考えればよいのでしょうか。

そのような疑問に素直にお答えしたいと、2年前に「ネバー・エンディング・ノート」をお作りしました（2013年5月号付録）。その後、相続税の増税が行われ、事業承継実務に関する世間の関心が高まったのでしょうか、幸いにも読者の皆様から改訂版のご要望を多くいただき、ここに改訂版を上梓する次第です。

本冊子の基本的な考え方は、「事業承継や相続税対策はシンプルなものではない」というものです。経営者や顧問税理士は、会社の中を流れるお金と商品（又はサービス）と情報の3種類のものの流れをよく知っています。会社を組成する人材も熟知しています。

会社を継がない子どもにも配慮しつつ、後継者に事業を円滑に承継しなければなりません。円満な遺産分割と将来の事業の成功を図ることこそ、相続税対策であり、事業承継対策です。

そのために、シンプルで節税効果も大きい小規模宅地等の課税価格の計算特例（周到に準備すると、自宅の敷地や本社ビルの敷地の課税価格が8割も減額される特例です）のチェック方法、贈与の非課税規定を有効に活用するヒント、株主名簿の整備、自社株の評価、種類株式の知識、事業計画に沿った後継者や他の推定相続人への所得の分配、事業承継税制の活用など会社を熟知した方がご自分で考えるヒントをご用意しました。

後継者の選定、事業ノウハウの伝授など経営者でなければできないことはたくさんありますが、事業承継や相続対策、相続税対策はどんな専門家を活用するかで結果に大きな違いが生じます。税理士業の責任の重さを感じる時代です。

JTMI 税理士法人 日本税務総研
税理士 田中耕司
税理士 小島公洋

① 誰もが最初にしなければならないこと

1 小規模宅地等の課税価格の特例の活用

◎ 考えるヒント

相続人の負担を最小限に抑えるために、最初にチェックしなければならないことは、いま現在、個人と同族法人で所有している不動産について、小規模宅地等の課税価格の特例が十分に活用できているかということです。

最も有効に活用できているモデルは、次のとおりです。

- (1) Aさんは銀座に本社ビル（敷地面積400㎡）を有し、目黒に自宅（戸建：敷地面積330㎡）を構えている。
- (2) Aさんには小規模宅地等の課税価格の特例を適用できる一定の相続人がいる。

銀座の本社ビルの敷地（400㎡）は、一定の親族が相続すると400㎡まで課税価格が80%減額できます。相続税評価額が400㎡で80億円（2,000万円/㎡）の土地ならば、課税価格の8割、64億円が減額され、相続税の中告書に計上する価格は16億円で済むのです。

Aさんの自宅の敷地は、一定の親族が相続すると330㎡まで、やはり課税価格が8割減額され、相続税評価額が2億3,100万円（70万円/㎡）の土地ならば、課税価格は4,620万円です。

■小規模宅地等の課税価格の特例の活用例

項目	地積(㎡)	単価/㎡	相続税評価額	小規模宅地等の課税価格の特例(円)		
				減額割合	減額される課税価格	相続税の課税価格
本社敷地	400	20,000,000	8,000,000,000	0.8	6,400,000,000	1,600,000,000
自宅敷地	330	700,000	231,000,000	0.8	184,800,000	46,200,000

この特例を活用するにあたり、配慮しなければならないことが2つあります。1つは、土地の用途と所有者の確認です。本社や自宅の敷地は誰の名義になっていますか。会社名義ならば、小規模宅地等の課税価格の減額特例を受ける余地はありません。いま1つは、この特例の適用を受けることができる「一定の親族（法定相続人に限りません）」が存在し、その人がこの特例を適用できる土地を相続又は遺贈により取得できるようになっていることです。

2 特定居住用宅地等の特例の活用

自宅について、次の点に注意して現状の確認及び必要な対策を検討してください。

(1) 自宅の土地建物は、個人所有でなく同族会社が所有している場合

→ 同族会社所有から個人所有へ合理的に移転させられないか検討の余地があります。

(2) 自宅の敷地は、個人で所有しているが、自宅建物は、同族会社所有である場合

→ 建物を個人所有にできないか検討する余地があります（現状でも通常の地代を収受していれば、貸付事業用宅地等として200㎡まで50%減額できます）。その際、税法上、建物を所有している同族会社に借地権が生じていないか注意することが必要です。

(3) 配偶者はいないが、同居親族がいる場合

→ 同居の親族が法定相続人でなければ、自宅の敷地を同居している親族に取得させるために遺言を作成する必要があります。この際、配偶者及び一親等の親族以外の者が相続すると相続税は2割加算されることに留意してください。

(4) 配偶者も同居の法定相続人もいないが、自宅を所有していない（借家住まい）子どもがいる場合

→ 配偶者も同居の法定相続人（この場合は、単なる「親族」ではなく「法定相続人」です）もいない場合には、自宅を所有していない（借家住まい）子どもが取得するとこの特例を受けられます。確実に自宅の敷地をその子どもに取得させるために、遺言を作成することを検討します。

(5) 配偶者も同居の親族も自宅を所有していない子どももいない場合

→ 遺言で大学生の孫などに自宅の敷地を遺贈することを検討します。（詳しくは、中央経済社発行「新 相続税・贈与税 簡単ナビ」をご覧ください）

■自宅敷地の特例検討表

自宅小規模宅地等の課税価格の計算特例検討表		所有者
自宅敷地	① 所在地（住居表示）	
	② 所在地（地番）	
	③ 地積（㎡）	
	④ 固定資産税評価額	
	⑤ 路線価（㎡単価）	
	⑥ 敷地の相続税評価額概算（③×⑤）	
	⑦ ③≤330㎡の場合：減額される金額概算（⑥×80%） ③>330㎡の場合：減額される金額概算（⑤×330×80%）	
建物	⑧ 建物（床面積）	
	⑨ 建物の固定資産税評価額	

※ 記入にあたっては、固定資産税課税通知書を用意してください。路線価は国税庁のホームページで調べることができます。

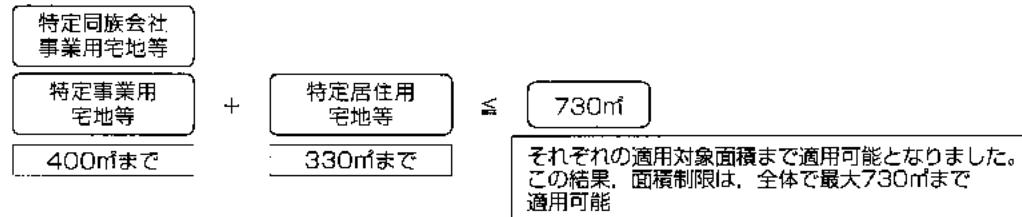
3 特定同族会社事業用宅地等の特例の活用

◎ 考えるヒント

同族会社（自社）が値段の高い土地に自社ビルを持っている ⇒ YESなら
⇒ 特定同族会社事業用宅地等の特例を使えるように資産の組換えができるか検討します。
平成27年1月1日以後相続開始分については、自宅の減額特例と併用が可能となっています。地価の高い地域に自宅及び本社を有している場合には、自宅の減額特例と合わせて最高730㎡まで減額対象となるので、対象となる形に資産を組み換えると相続税は大幅に減少する可能性があります。

■面積制限の例外

例外の対象として選択する宅地等のすべてが「特定事業用宅地等」及び「特定居住用宅地等」である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能です。



※ 特定事業用宅地等…特定同族会社事業用宅地等と特定事業用宅地等を合わせたものをいいます。

(1) チェックポイント

- イ 会社所有建物の敷地は、地価の高い地域にありますか
- ロ 会社所有ビルの敷地は、個人が所有していますか、法人が所有していますか
- ハ 個人が本社建物の敷地を所有し、同族法人から地代を収受する形、又は、個人が本社ビルの土地建物を所有し、法人が建物の賃借人となる形態が小規模宅地等特例の適用上は理想です。そのような状態になっていない場合は、そのような状態にするためにどれだけコストがかかるか検討します。あわせて、個人が会社に賃貸している不動産は、誰に相続させるべきかを検討します。

検討メモ

.....

.....

.....

.....

.....

■会社が使用している建物一覧表

建物			敷地				
ビル名	所在地	延べ床面積(㎡)	敷地地番	①地積(㎡)	土地所有者名	②路線価	相続税評価額概算(①×②)
①							
②							
③							
④							
⑤							

- ※ 地価の高い地域に所在する法人所有の建物をピックアップします。
- ※ 借地権も小規模宅地等の課税価格の計算特例の対象地となります。
- ※ 法人税と資産税の借地権課税制度を理解している税理士と相談することが肝要です。

(2) 特定同族会社事業用宅地等とは

特定同族会社事業用宅地等とは、被相続人等（注1）が発行済株式総数（注2）の50%超を有する法人（注3）の事業の用に供されていた宅地で、次の要件を満たす被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものをいいます。

- （注1） 被相続人及び被相続人の親族その他被相続人と租税特別措置法施行令40条の2第8項に定める特別の関係がある者。
- （注2） 発行済株式の総数（又は出資の総額）には、法人の株主総会又は社員総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された租税特別措置法施行規則23条の2第5項又は6項に規定する株式又は出資は含まれません。
- （注3） 相続税の申告期限において清算中の法人を除きます。

■特定同族会社事業用宅地等適用要件表

用途	適用要件		
	取得者	所有継続	法人事業継続
同族会社の事業用	被相続人の親族で、申告期限においてその法人の役員※である者	要	要

- ※ 法人税法2条15号に規定する役員（清算人を除きます）をいいます。
- （注） 同族法人に対しては相当の対価で継続的に貸し付けられている必要があり、同族法人に対して無償で貸し付けられている場合は小規模宅地の特例の適用はありません。
- （注） 特定同族会社の「事業」には、不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業は含まれません。同族法人の事業が不動産貸付業等である場合、同族法人に対して相当の対価で継続的に貸し付けている場合は貸付事業用宅地等（最高200㎡まで50%減額特例：他の小規模宅地特例と完全併用はできません）に該当します。
- （注） 「所有継続」「法人事業継続」欄の「要」とは、相続税の法定申告期限まで、対象土地を所有し、事業に使用し続ける必要があるということです。

2 贈与の活用

1 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度と結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

◎ 考えるヒント

(1) 教育資金の一括贈与と結婚・子育て資金の一括贈与との違い

教育資金の一括贈与は、相続税の課税財産を減少させる方法として非常に有効です。贈与した途端に贈与財産は相続財産から外れるからです。この特例の対象となる受贈者は「30歳未満の子ども、孫、曾孫」です。受贈者1人当たり、最大1,500万円まで非課税で贈与できます。贈与資金が豊富であれば、仮に受贈者に該当する者が7人もいれば1億500万円(1,500万円×7)を贈与税なしで移転できるのです。

これに対し、結婚・子育て資金の一括贈与は、贈与者が亡くなった時点で、使い残しの額(管理残額)があれば相続税の対象とされます。受贈者は、贈与者が亡くなったことを知ったときは、速やかに、贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければなりません。金融機関に残された管理残額があれば、管理残額は、贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ相続税の課税対象とされます。

この制度の多少のメリットとしては、①受贈者が被相続人の配偶者又は一親等の血族以外の者であっても、管理残額については相続税の二割加算が適用されないこと、②管理残額以外に相続又は遺贈による取得財産がなければ、相続開始前3年以内に他に暦年贈与があったとしても、それらの暦年贈与は3年内加算の対象にならないことです。

(2) 親や祖父母が必要な都度必要な額を贈与するのは非課税が原則

祖父母が孫の養育費や教育費を必要な都度必要な額を負担しても贈与税は非課税です。子どもの生活費や孫の養育費を親や祖父母が負担するのは、日常生活に必要なものだからです。ただし、被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して、社会通念上適当と認められる範囲に該当するものだけが非課税となります(相法21の3①二、相基通21の3-6)。

非課税となる養育費や教育費の支出は、必要な都度直接行われるものであることが要件です。将来必要だからと、前払いしておくような場合は、贈与税が課税されます。

(3) 節税効果の高い教育資金の一括贈与の概要

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、受贈者(30歳未満の者に限ります)が教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき教育資金口座を開設した場合には、教育資金口座に受け入れられた信託受益権又は金銭などの価額のうち1,500万円までは、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税は非課税とされます。

受贈者が30歳に達し、教育資金口座契約が終了した場合に、非課税拠出額から教育資金支出額(学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします)を控除した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

イ 今後も、養育費や教育費については、その都度贈与すると現行どおり非課税です。贈与は、少ない金額を何度も行うと、あげる側ももらう側も楽しく親密さも増すものです。必要な都度必要な額を援助してあげる贈与と、相続税対策としての一括贈与との組み合わせを工夫することが必要です。

ロ 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度を適用して贈与した資金については、相続開始前3年以内の贈与の加算はありません。

ハ この特例を使い贈与した資金は、信託銀行等の金融機関が管理しますから、原則として、無駄使い(教育資金以外に使用)されるおそれはありません。

ニ 平成27年4月から通学定期代や留学のための渡航費も非課税の対象となりました。

■教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税の要件

①贈与者	贈与を受ける者の直系尊属(父母、祖父母など)
②受贈者	30歳未満
③拠出方法	受贈者名義の口座を開設し、金融機関へ信託等を行う
④拠出限度額	贈与を受ける者1人につき1,500万円まで(うち、学校等以外の者に支払われる金銭については500万円まで)非課税
⑤拠出できる期間	平成25年4月1日から平成31年3月31日までの期間
⑥信託等の期間	次のいずれかに該当する日まで (1) 贈与を受けた者が30歳に達した日の前日 (2) 贈与を受けた者が死亡した場合は死亡した日
⑦信託等終了時の扱い	(1) 贈与を受けた者が30歳に達したとき 贈与資金(非課税拠出額)から教育資金支出額(次欄⑧により確認したもの)として払い出した額を差し引いた残額があれば、30歳到達時に贈与があったものとして贈与税を課税する (2) 贈与を受けた者が30歳未満で死亡したとき 非課税拠出額から教育資金支出額として払い出した残額があっても贈与税は課税されない
⑧受贈者の義務	(1) 特例の適用を受けようとする旨等を記載した「教育資金非課税申告書」を金融機関を経由して所轄税務署に提出する (2) 信託等から払い出した金銭を教育資金の支払に充当したことを称する書類を金融機関に提出する
⑨金融機関の義務	提出された書類により、払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、確認した金額を記録するとともに、書類等を「贈与を受けたものが30歳に達した日の翌年の3月15日後6年を経過する日」まで保存する

■教育資金、結婚・子育て資金、住宅資金一括贈与予定表

贈与対象者名	住所	生年月日	年齢	一括贈与予定日と金額	
				予定日	金額
	
	
	
	
合計					

2 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税

父母や祖父母などの直系尊属が平成27年1月1日から平成31年6月30日までの間に、子ども、孫、曾孫などに家を購入するための資金を援助する場合に、贈与税を非課税とする特例があります。受贈者が、贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与を受けた資金で自宅として使用する家屋を取得（購入、建築又は増改築）し、同日までに自己の居住の用に供したとき又は同日後遅滞なく自己の居住の用に供することが確実であると見込まれるときには、住宅取得等資金のうち次表の一定金額について贈与税が非課税とされます。

■非課税の限度額一覧表

住宅家屋の購入 建築等の契約締結期間	①住宅を消費税10%で取得※		② ①以外	
	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
平成28年1月～平成28年9月	—	—	1,200万円	700万円
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

※ 消費税の増税（平成29年4月予定）が行われ税率が10%となった場合。

（注）「良質な住宅用家屋」とは、省エネ基準、耐震等級など一定の基準に該当することが、一定の書類により証明されたものをいいます。

◎考えるヒント

この特例を使うには熟慮が必要です。確かに、資産家が、上表の金額を非課税で子どもに贈与すると将来の相続税の課税対象は減少します。ただ、なにも子どもが住む家を子ども名義にする必要があるでしょうか。購入資金を資産家である親が負担できるなら、全額負担して、すべて親名義にしても差し障りはありません。

親が所有する家ですから、固定資産税は親が負担します。子どもたちは無償で親の家に住みます。贈与税は課税されません。たとえ台風で家の屋根が飛んでも、親の所有物ですから、修繕費は親が負担します。一方、子どもの家の修繕費を親が援助すると贈与税の課税対象とされます。

配偶者、同居の法定相続人がいないときに、特定居住用宅地等の特例（自宅の80%減額特例）を適用できる子どもは、相続開始前3年以内に自己又は自己の配偶者の家に住んだことがない人だということも忘れてはなりません。

非課税特例は、なんでも使えば節税になるというわけではないのです。

3 夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除（配偶者控除）できるという特例です。登記費用や不動産取得税など、30万円から60万円ほどの費用がかかります。

◎考えるヒント

将来（贈与の翌年3月15日以降）に譲渡する可能性がないなら、節税効果は限定的です。

この特例は使用実例が多い特例ですが、自宅が330㎡以下の敷地なら効果は限定的です。

婚姻期間が20年以上の夫婦間で自宅の敷地を贈与したとします。2,000万円まで非課税で贈与できるのですが、相続が開始し配偶者が自宅の敷地を相続すると330㎡まで課税価格は80%減額されます。

自宅の敷地全体で2,000万円の場合、夫から相続する場合には400万円しか課税対象にならないのです（2,000万円×（1－0.8））。相続税の実効税率が10%ならば、事前に贈与する効果は40万円です。贈与にかかる登記費用と不動産取得税を考えると、節税効果は限定的です。

ただ、将来、戸建の自宅を売ってマンションに買い換える予定があるならば、2,000万円まで自宅敷地の贈与を受け、自宅建物の持分も1/1,000でよいので受けておくといよいでしょう。

自分が住んでいる建物とその敷地を譲渡すると、最高3,000万円まで譲渡所得の特別控除の適用があるからです。

検討メモ

③ 自社株の承継

1 事業承継計画は事業計画に組み込まれるもの

事業家にとって、会社は一家の基幹財産です。基幹財産は、富の塊であるだけでは意味がなく、富を生み出す資産でなければなりません。富を生み出す資産を後継者に移転させるのが事業承継計画です。通常、事業承継計画は、既存の会社の株式の承継を問題にしますが、既存の会社の株式を移転させるだけでなく、事業展開を行う中で、後継者に儲かる会社を作ってあげることもタイミング次第で可能です。

例えば、海外進出に伴い、本社の100%子会社として設立した海外法人の株式を債務超過の時点で後継者に移転する方法があります。設備投資が先行し数年赤字が累積した会社が黒字転換する直前に、後継者に純資産評価額で譲渡するのです。

このように、事業展開の中で後継者に将来の収益を移転させる方法を見逃さないためには、相続税と法人税を理解した専門家を事業計画に参画させることが必要です。

2 経営の承継について

(1) 創業の理念と現在まで

◎ 考えるヒント

創業から現在まで、社史又は会社案内の記載では足りないもの、後継者にぜひ伝えたい事柄はありませんか。

検討メモ

.....

.....

.....

(2) 経営理念

◎ 考えるヒント

本来、社内では誰でも知っている経営理念です。ここでは、経営理念をかみくだいて記載してみてください。場合によっては、経営理念の再構築の契機になるかもしれません。

- 経営理念は明確、かつ、わかりやすいものでしょうか
- 経営理念の表現はアップデートされているでしょうか

- 後継者を含む経営陣は経営理念を共有していますか
- 経営理念を従業員に周知させるための工夫が行われていますか

検討メモ

.....

.....

.....

(3) 後継者の自覚と承継のための環境整備

◎ 考えるヒント

- 後継者は経営者としての自覚を持っているでしょうか
- 経営者としての指導力を高めるための訓練や経験を十分積んでいるでしょうか
- 後継者をサポートする体制は確立しているでしょうか
- 経営者の交代による社内体制の整備をどのように考えればよいのでしょうか
- 事業計画に応じたキャッシュ・フローの蓄積は十分でしょうか
- 法人の遊休資産の処分はどのように実行する予定でしょうか
- 物と情報とお金の管理（内部牽制組織）は万全でしょうか

後継者である常務にこんな問いかけをしてみたらいかがでしょうか
「わが社は、売掛金、買掛金の管理を具体的にどのようにしているか知っていますか」

検討メモ

.....

.....

.....

(4) 相続財産以外のキャッシュ・フローの試算

◎ 考えるヒント

相続時の納税資金等を検討する前提として、相続が開始すると会社や相続人に新たにどれだけお金が入ることになっているかを確認します。

- 現経営者を被保険者としている生命保険金の明細表を作成します
- 現経営者が退職したときの退職金の金額を計算します
- 退職金規定がない場合には、規程を作ります（功績倍率等を定めておきます）

※ 業績がよかった時代には2,000万円を超える報酬を受け取っていました。最近では年俸600万円です。退職金の支払原資は十分にありますが、最後の年俸から計算すると過大退職金と言われる可能性があります。などというケースでは、過去30年前後遡った各年の業績と年俸及び利益積立金の変動明細表を作っておくことをお勧めします。

■生命保険整理表

支払保険料額	支払方法	保険料負担者名	保険会社			保険金受取人氏名		受取予定額	
			会社名	担当者名	電話番号	満期	保険事故	満期	保険事故
	一括払い・月払い								
	一括払い・月払い								
	一括払い・月払い								
	一括払い・月払い								
	一括払い・月払い								
	一括払い・月払い								
	一括払い・月払い								

検討メモ

.....

.....

.....

.....

(5) 法人借入の連帯債務及び抵当権等の物上保証について

- ① 連帯債務や連帯保証債務がある
- 後継者が承継せざるを得ない隠れた債務を確認します

保証債務や物上保証の金額は、原則として相続税の計算上控除することができません。相続開始後、数年経って保証債務が顕在化する可能性を吟味する必要があります

- 主たる債務（法人と銀行等との消費貸借契約）の内容（返済期限、返済額、利率、過去の遅滞の有無等）を記載します

■連帯保証・連帯債務の明細表

主たる債務者名					
借入金融機関名					
借入年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
借入金額					
利率					
毎月返済額					
記入日残額					
受取保証料の額					
過去の遅延の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

② 抵当権設定不動産の明細

- 抵当権が設定されている不動産の明細及び主たる債務の内容を記載します

■抵当権設定不動産の明細表

抵当権設定土地所在地			
種類	土地・建物	土地・建物	土地・建物
面積 (㎡)			
固定資産税評価額			
主たる債務者名			
借入金融機関名			
借入年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
借入金額			
利率			
毎月返済額			
記入日残額			
過去の遅延の有無	有・無	有・無	有・無

(6) 現在の事業計画のポイント

◎ 考えるヒント

現時点で相続が開始した場合に、後継者が考えるべき又は知っておくべき事業計画上の留意点を記載してください。

- 現在のビジネスの将来性は、どの程度あるとお考えですか
- 事業計画（例えば5か年計画）を毎年策定していますか
- 会社の帳簿は自社で記帳していますか(会計事務所に記帳代行させていませんか)
- 月次決算を作成し活用していますか
- 人材は足りていますか、不足はどのように補っていますか
- 会社の預金や帳簿を管理している人は、業務に関する改善意見を頻繁に出していますか
- 新規の設備投資は行っていますか、未償却の資産は、どの程度所有していますか
- 過去、償却済みの資産に対応する金融資産は、会社に残っていますか
- 現在の収益に対する、減価償却費の割合はどの程度ですか
- 遊休資産の処分・換価は順調ですか

検討メモ

3 「事業承継計画」の必要性

事業承継計画とは、相続税の納税と遺産分割により影響を受ける事業用の資産と負債のバランスの傾きをあらかじめ最小限に抑え込もうとする計画です。

事業経営者が亡くなり相続税の納付が生じた時点で、遺産のバランスシートは相続開始前と比べ大きく変化します。最大の原因は相続税です。相続開始前には存在しなかった相続税という負債が、被相続人の死亡とともに忽然と姿を現すのが原因です。加えて、遺産は事業を承継する者と承継しない者との間で分割され細分化します。事業用資産と非事業用資産が分割に適した形をしていなければ、事業用の資産と負債に著しい歪みが生じます。

どのように歪みが生ずるかをご説明します。次の事例をご覧ください。

相続税の影響は次頁の図①から④に表すことができます。

事例：積極財産が5億1,000万円、消極財産が3,000万円、差引4億8,000万円の財産を残して亡くなり、死亡保険金及び退職金を4,000万円受け取ったケースです。相続人が子2名であるとき、相続人は総額1億5,000万円ほどの相続税を納付します。

【図】

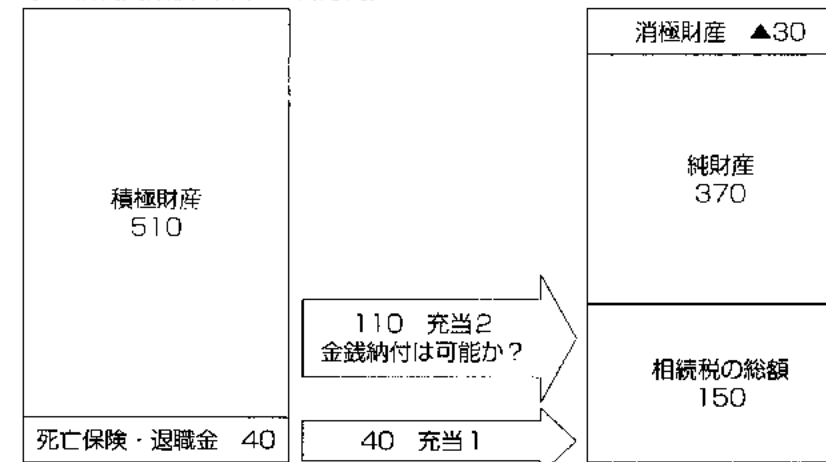
① 相続開始直前（単位：百万円）

	消極財産 ▲30
積極財産 510	純財産 480

② 相続開始後（単位：百万円）

	消極財産 ▲30
積極財産 510	純財産 370
死亡保険・退職金 40	相続税の総額 150

③ 相続開始後（単位：百万円）



※ 積極財産5億1,000万円が全部会社株式ならば、金銭納付が非常に困難です。また、会社を継がない者にも会社株式を相続させることになり、将来、株式の所有がより細分化する可能性が高くなってしまいます。

④ 相続税納付後（単位：百万円）

	消極財産 ▲30
積極財産 400	純財産 370

- (1) 合理的に分割できるか
- (2) あらかじめ分割方針を指示しておかなくてもよいか

4 歪みを抑えるための事前検討

◎ 考えるヒント

- (1) 中小企業は、土地は個人が、地上建物は法人が所有しているなど、個人所有不動産と会社所有不動産の権利関係が複雑しているケースがめずらしくありません。事業を承継しない相続人がそのような不動産を取得すると将来権利関係が複雑になり、事業経営に支障をきたすことがないとも限りません。例えば、事業承継する後継者と敷地の相続人が異なると、法人の資金繰りが悪化しているときに、地代の値上げを請求され兄弟仲が悪化する場面が想定できます。
- (2) 事前に交換等を行い、単一の所有者にしておく必要があるか検討します。その際、発生する譲渡所得にかかる所得税などに注意を払います。

■建物の所有者と土地の所有者が異なる不動産一覧表（会社が土地又は建物を所有している場合）

種類	所在地	所有者	地代年額
①	建物		
	敷地		
②	建物		
	敷地		
③	建物		
	敷地		
④	建物		
	敷地		
⑤	建物		
	敷地		

※ 相続税の小規模宅地等の特例を有効に使うために作成する7頁で作成した「会社が使用している建物一覧表」と異なり、当整理表は、土地所有者と建物所有者が異なる場合に、事前に①同一の所有者にできないか、②できなければ、会社が所有している建物の敷地は、事業承継者に相続させることとする遺言作成の資料として使用します。

※ 隣地境界確認書類が付いた測量図を用意できない土地は、土地家屋調査士に依頼して測量及び隣地境界確認書類を作成します。将来、物納を行う場合には不可欠な書類です。堅固な境界標の設置も重要です。

- (3) 相続税の試算準備のため財産リストを作成します。積極財産のうち、①自宅、預貯金、投資信託など非事業用の財産と、②自社株式、自社に賃貸している不動産など事業用資産を区分します。財産債務調書を提出している人は財産債務調書を基に作成します。

■財産の明細表

①種類	②所在地等	③数量	④単価	⑤評価総額	⑥備考	事業用財産
合計						

(※) 会社株式や会社への貸付金、会社へ賃貸している土地など事業用の財産には「事業用財産」欄に○を付けてください。

(※) 経営者と親族の共有不動産や、親族に対する貸付金、無償使用させている不動産などについて事前対策が必要ではないかなど、問題点の抽出にも使用できます。

次の順で記載してください。

- ① 土地建物 …評価額は固定資産税の評価額を使用してください。
- ② 有価証券 …月次報告書等で作成日直近の金額を記載してください。
- ③ 現金預金 …預貯金は通帳の残高を記入してください。
- ④ 死亡保険金の見込み額 …生命保険整理表から家族が受け取る保険金額の見込み額を記入してください。
- ⑤ 死亡退職金の見込み額 …退職金の見込み額を記入してください。
- ⑥ その他財産
貸付金、保険に関する権利、書画骨董、貴金属、ゴルフ会員権

検討メモ

.....

.....

④ ここまでのまとめ

◎歪みのない形とは

現経営者が所有している財産・債務が次の3事項を満たしているとき、事業承継対策は完了します。

- (1) 金銭で相続税を支払うことが可能な状態にします。
- (2) 会社を承継する後継者には、会社株式と一定の金融資産及び会社の不動産と一体不可分になっている不動産を承継させるよう遺言で指示をおきます。
- (3) 会社を承継しない相続人には、一定の金融資産や自宅など非事業用の不動産を相続させるよう準備します。

この理想形に引き継がせる財産の形を整えること、理想形ができない場合は代替策を講じることが事業承継計画です。

現状の問題点に関するメモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

⑤ 事業承継計画の基礎知識

1 基幹財産の性格を理解しましょう

非上場会社は、議決権株式の過半数を持った者が独裁者になる機構だということを強く認識しなければなりません。

子息の1人が議決権株式の過半数を握り、会社を支配し、兄弟姉妹を追い出し、配当をしなければ、追い出された相続人の所有株式は、所有しているだけでは富を生みません。思い切って換金を試みれば、長期間の法廷闘争が待っているケースがめずらしくありません。会社に株式を買い取る余力がなければ、少数株主となった相続人にとって、多額の相続税を払って取得した株式は、利益を生まない紙切れに過ぎなくなるのです。

株主総会の議決には、大きく分けて普通決議、特別決議、特殊の決議、総株主の同意の4種類があります。定款に特別な規定がない会社において、全議決権が行使されたとした場合、普通決議なら過半数の賛成で、特別決議なら3分の2以上の賛成で決議が成立します(注1)。特殊の決議も3分の2以上の賛成で決議が成立しますが、議事成立の要件が議決権でなく出席株主数になる点が異なります(注2)。

理想は、事業承継者に議決権の3分の2を相続させることです。

事前に対策を行う上で特に重要なのは、特別決議の重要性の理解です。特に、①定款の変更、②全部取得条項付種類株式の取得及び③相続人等に対する自己株式の売渡請求が特別決議事項とされていることに注意が必要です。

(注1) 特に重要な決議事項については、普通決議よりも賛成が多い特別決議でなければ成立しません。特別決議は、議決権の過半数を持つ株主の出席により、出席議決権の3分の2以上の賛成が必要です。ただし、定款で出席株主数を議決権の3分の1の株主数まで下げて構いません。

(注2) 会社法309条3項の特殊の決議では、議決権を有する株主の過半数の出席、同法309条4項の特殊の決議では総株主の半数以上の出席がないと株主総会が成立しません。

会社を支配するという面、すなわち、普通決議と特別決議の場合、株主がどれだけ議決権を占めていれば、株主総会の決議を左右できるかという点から見ると、次のようになります。

■株主総会に与える影響

	議決権保有割合	株主総会に与える影響
成立に向けて	3分の2以上あれば	特別決議成立可能
	過半数あれば	普通決議成立可能
阻止に向けて	半数以上あれば	普通決議成立阻止可能
	3分の1超あれば	特別決議成立阻止可能

2 事業経営者の相続の特徴を理解しましょう

事業経営者は自社株の承継が不可欠です。会社を承継する者としなない者とのバランスを考え、自社株の集中承継及び自社株以外の財産をどのように分割するかを検討しておく必要があります。

ここまでの検討を踏まえると大切なことは次の3点です。

- (1) 自社株の承継計画（現在の株主の把握と承継後の株主構成）
- (2) 自社株以外の財産の現状把握
- (3) 会社財産と個人財産が明確に分かれているかを確認し、承継に不都合な形になっている場合の修正計画の作成

3 自社株の承継計画の現状について

- すでに対策は終わっている
- 顧問税理士に依頼したが、なかなか動いてくれない
- 金融機関や税理士などに資料を渡し、相続税の試算をしてもらったが、その後何か手を打ったわけではない
- 一部の金融機関からの提案は、なぜか多額の借入金を伴ったものが多く困惑している
- いままで、全く考えてこなかった
- 自社株は、先代の相続や贈与により、分散してしまっている。オーナー一族の持株割合（議決権割合）は3分の1をわずかに上回る程度となっている
- オーナー一族の持株割合（議決権割合）は3分の1を下回っている

検討メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

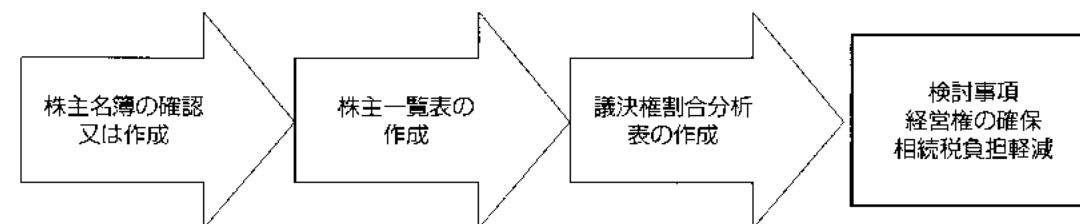
4 自社株の承継計画の前提作業

(1) 株主名簿は整備されているか

株主名簿は、会社法により作成を義務づけられています（会121）。

株主名簿を確認し、不備がないかチェックします。実際には株主ではないのに株主名簿に記載があるケース（名義借り）があれば、事情を知っている人が生きているうちに、適切に処理しておく必要があります。法人税の申告書第二表の記載とも照合して、税務署に提出されている書類と会社に備えつけている株主名簿と齟齬をきたしていないかもチェックしておく必要があります。

株主名簿は、原則として株主ごとに取得等の履歴がわかるように作成します。株主名簿を基に株主一覧表（次頁参照）を作成し、株主一覧表を基に、議決権割合分析表を作成します。このとき、親族の一覧表（いわゆる家系図）も必要です。



検討メモ

- a 専門家をいつ参加させるか
- b 専門家の選定をどうするか

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

■株主名簿書式例

株 主 名 簿（株式発行・不発行）

氏名 名称		住所 所在地			
変更 年月日		変更内容 氏名等 住所			
異動日付	異動原因（売買・贈与・相続・その他）	株式の数			検印
		取得	譲渡	残高	

- ① 株主ごとに作成し、所有株式の異動時期や原因及び残高がわかるようにしておきます。
- ② 責任者が記載内容を確認し検印を押印しておきます。
- ③ 種類株式があるときは、種類株式ごと及び株主ごとに作成する必要があります。

(2) 株主一覧表を作る

株主名簿を基に、株主一覧表を作ります。

■株主一覧表

年 月 日 現在

①株主名	②住所	③間柄	④持株数	⑤議決権 制限株数	⑥議決権 株数	⑦議決権割合 (⑥/⑧)
合 計					⑧	100%

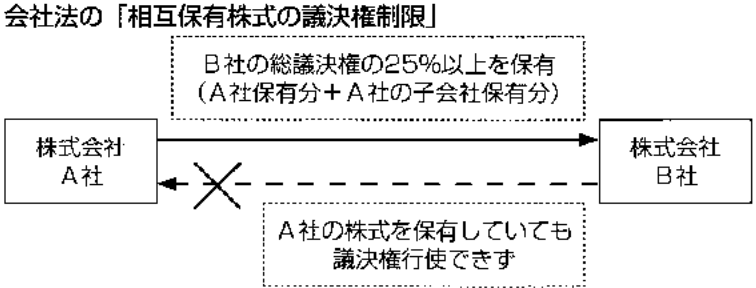
親族株主、持株会、縁故株主、取引先株主の順で記載してください。

(3) 議決権割合分析表を作る

株主一覧表を基に議決権割合分析表を作成します。

表作成にあたっては、無議決権株式を発行していない会社でも、グループ法人がある場合には次の点について注意が必要です。

- ・ A社がA社の株主であるB社の発行済議決権株式総数の4分の1以上を保有している場合には、B社は、所有するA社の株式において議決権を行使できません（会308①、会施規67）。



■議決権割合分析表（評価対象会社がA社、B社、C社の三社あり、各々株式の持合いをしている場合です）
年 月 日 現在

社名		A社	B社	C社		
本店所在地						
①発行済株式総数						
②うち議決権株式総数						
③自己株数						
⑥議決権株式総数 (②-③-⑤)						
グループ法人	グループ法人社名	④持株数	⑤議決権 制限株数	⑦議決権割合 (④-⑤)/⑥	⑧議決権 制限株数	⑨議決権割合 (④-⑤)/⑥
	A					
	B					
	C					
親族グループ	親族名（関係）	⑥持株数	⑨議決権割合 (⑧/⑥)	⑩議決権割合 (⑧/⑥)	⑪議決権割合 (⑧/⑥)	⑫議決権割合 (⑧/⑥)
小計						
親族外株主	氏名及び関係	⑩持株数	⑪議決権割合 (⑩/⑥)	⑫議決権割合 (⑩/⑥)	⑬議決権割合 (⑩/⑥)	⑭議決権割合 (⑩/⑥)
小計						

(4) 自社株の評価額の算出

議決権割合分析表に基づき、自社株の評価を行います。評価を行うためには、主に次の資料が必要です。

- 直前3期分の法人税の申告書（写）
- 法人所有不動産の固定資産税課税通知書（写）
- 法人所有土地の測量図、所在地がわかる住宅地図、賃貸している場合は賃貸借契約書（写）
- 法人所有土地の利用状況一覧
- 法人が土地・建物を借りている場合は、土地・建物の賃貸借契約書（写）
- 法人が土地・建物を貸している場合は、土地・建物の賃貸借契約書
- 法人所有上場株式等の明細・投資事業組合の出資金等は直前期の決算報告書
- 法人が契約している生命保険契約書（写）
- 保険契約を解約した場合の還付金の金額がわかるもの

検討メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

6 持株区分に応じた評価方法

相続、遺贈又は贈与時における取得後の持株割合に応じて、原則的評価方式（類似業種比準価額方式、純資産価額方式及びその併用方式）を適用するオーナーグループ（同族株主等）と、特例的評価方式（配当還元方式）を適用すべき少数株主とに区分されます。

取引相場のない株式の評価明細書による同族株主等の判定の流れ図

取得した株式の評価方法の判定							
株主及び 評価方法 の判定	①筆頭株主グループ			③株主の 区分	⑤取得者の持株割合等		
					⑦5%未満		
	⑧役員ではない		⑥5%以上		⑧役員である	⑩取得者が中心 的同族株主	
						⑩取得者が中心 的同族株主 ではない	⑩取得者が中心 的同族株主 である
②納税義務 者が属する 同族関係者 グループ	50%超	30%以上 50%以下	30%未満	④同族 株主等	原則的評価方式		
	50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等 以外の株主	配当還元方式		

左から右に判定していきます。

(注) 非上場株式の評価に使用する国税庁指定の様式「取引相場のない株式の評価明細書」では、筆頭株主グループが30%未満で、納税者が属するグループの議決権割合が15%以上に当たるケースを含め「④同族株主等」という概念で一括りにします。原則的評価方法に該当するか配当還元方式で評価するかを「③株主の区分」欄で判定します。

(出所 税理士法人日本税務総研編著『税理士のための相続税の実務Q & Aシリーズ 株式の評価』中央経済社、2014年)

- (注1) 同族関係者グループとは次の1～3で構成されたグループをいいます。
1. 株主等
 2. 株主等の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）等
 3. 株主等及びその同族関係者が議決権の数を50%超所有する会社
- (注2) 中心的な同族株主とは、評価会社の議決権の数を合計25%以上所有する次の1～3のグループをいいます。
1. 株主等
 2. 株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、1親等の姻族（甥、姪は対象外）
 3. 1及び2の者が議決権の数を25%以上所有する会社
- (注3) 中心的な株主とは、発行済議決権数の30%以上を有するグループがない会社で、評価会社の議決権の数を合計15%以上所有する次の1～3のグループのうち、単独で10%以上所有している株主をいいます。
1. 株主等
 2. 株主等の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）等
 3. 株主等及びその同族関係者が議決権の数を50%超所有する会社
- (注4) 役員とは、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、監査役等をいい、平取締役、使用人兼務役員は除きます。

1 自社株承継計画をたてる

◎ 考えるヒント

相続税の試算、自社株売買、贈与などの価格算定のために税理士など専門家を参加させることが効果的です。

- (1) 現状で相続が開始した場合の相続税を試算します。
- (2) 自社株を後継者に集中して承継させる方法として、売買、贈与、遺言、経営承継法などを検討します。
- (3) 議決権株式の50%超を一族で所有し、会社規模が大きく、収益力の高い会社は事業承継税制の活用を検討します。
- (4) 遺言書の有効性について、特に公正証書遺言について検討します。
- (5) 種類株式を活用した自社株の集中や分散防止策を検討します。

[参考]

- イ. 発行済議決権株数に対する経営者一族所有株式の割合をチェックします。
 - (イ) 一族で発行済議決権株式の3分の2以上を所有している場合は、種類株式の活用が容易です。相続税・贈与税の納税猶予制度も検討が可能です。持株会の検討も可能です。
 - (ロ) 一族で発行済議決権株式の51%程度の過半数を所有している場合は、種類株式の活用には親族株主以外の株主を説得する必要があります。相続税・贈与税の納税猶予制度の検討は可能です。
 - (ハ) 分散化が進み過ぎ、過半数を維持できていない場合でも、議決権株数の30%を親族で所有し、相続人が中心な同族株主グループに該当すると経営権を失っても原則的評価方法で課税されるおそれがあるなど詳細な検討と対策が必要です。
- ロ. 名義株式がある場合には早急に対処します。

2 事業承継に使える株式の種類を知っておく

- (1) 事業を承継しない子どもに、優先して配当を得られる無議決権株式を取得させる方法
会社は定款に定めることにより、異なる数種類の株式を発行することができます(会108)。種類株式の代表的なものが、他の株式に先んじて剰余金の配当を受けることができる優先株式です。事業後継者には、会社の支配権を確保できるだけの株数を取得させます。他家に嫁いだ娘など、会社の経営には参加せず、少数株主となる者に承継させる株式は、株主総会での議決権はない(無議決権株式)ものの他の株主に優先して配当を受けることのできる権利のついた株式(優先株式)を発行するという方策を講じることも可能です。なお、すでに発行されている株式の内容を変更するには定款の変更が必要です。

定款変更は、株主総会の特別決議(会466・309②十一)によってなされますが、株主利益保護のために株主全員の同意が必要とされる場合、種類株主の利益保護のために種類株主全員の同意や種類株主総会の決議が必要とされる場合があります。種類株主に株式買取請求権が与えられることもあります(弥永真生「リーガルマインド会社法(第13版)」(有斐閣)32頁)。

将来、会社が余剰資金を蓄え、自社株を買い取ることができる状況になったときに備え、相続人等に対して株式の売渡しを請求できる旨の定款の定めをおくこともできます(会174)。発行済議決権株式が分散されず、1人ないし親族複数で100%所有している会社では、相続開始前に種類株式の活用を検討することが有効です。

- (2) 少数株主を排除するスクイズアウト(squeeze-out)とは

特別決議を行うだけの株数を持っている場合には、全部取得条項付株式を用い、強制的に少数株主から株式を買い取ることも可能です。この手法のポイントは定款変更です。株主総会特別決議により定款を変更し、すべての株式に全部取得条項を付します。その後の株主総会(同じ株主総会でも可)の特別決議で全部取得条項を発動させ全株主から株式を取得し、その対価として別の種類の株式を交付します。ただ少数株主の手元には、1株未満の株式が割り当てられるように仕組み、端株を買い取ると少数株主には現金しか交付されないというわけです。

3 自社株承継にかかる遺言の重要性

- 分割協議がまとまらなければ、未分割の自社株の議決権はどのように行使されるのでしょうか。

相続人の全員の合意で相続人の1人に議決権や配当請求権を行使させることができますが、もし、全員の合意ができない場合は、それらの権利行使者の指定は、相続人全員の協議の上、法定相続分による多数決で決定して、それを会社に通知して行使することとされています。

未分割にならないように、自社株の承継には遺言が欠かせません。

[参考]

会社法106条 「株式が2以上の者の共有に属するときは、共有者は、当額株式についての権利を行使する者1人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ当該株式についての権利を行使することができない。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りではない。」

4 株主構成の現状と将来の見通しについて考えましょう

- 会社規模が大きく株価が高く収益力も優れている会社は事業承継税制の適用を検討
- 後継予定者に相続させる旨の遺言を作成することの検討
- 後継予定者が他の株主から自社株を買い取る方法の検討
- 会社を引き継ぐ者だけに新株を発行する方法の検討
- 関連会社が分散した株式を買い取る方法を検討
- 全部取得条項付種類株式を活用したスクイズ・アウトの検討

5 非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例の活用

(1) 制度概要

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予

後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（議決権総数の3分の2までの一定の部分に限ります）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、後継者の死亡等により、猶予されている相続税の納付が免除されます。

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場株式等を贈与者（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（議決権総数の3分の2までの一定の部分に限ります）に対応する贈与税の全額の納税が猶予され、先代経営者の死亡等により、猶予されている贈与税の納付が免除されます。

(2) 要件（平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与を前提）

① 対象会社

中小企業者である

業種	資本金等上限	従業員数上限
1 製造業・建設業その他	3億円	300人
ゴム製品製造業	3億円	900人
2 卸売業	1億円	100人
3 小売業	5千万円	又は 50人
4 サービス業	5千万円	100人
情報処理サービス業等	3億円	300人
旅館業	5千万円	200人

上場会社ではない

資産管理会社（資産保有型会社又は資産運用型会社）ではない（ただし、一定の要件を満たすものは除きます）

※ 「資産保有型会社」とは、一定の時期において、特定資産（自ら使用していない不動産、有価証券、現預金等）の帳簿価額が貸借対照表の総資産の帳簿価額の70%以上の法人

※ 「資産運用型会社」とは、一定期間の特定資産の運用収入が、総収入の75%以上の法人

※ 「一定の要件」とは、所有又は賃貸により有し、商品販売等を3年以上行い、従業員が5名以上（後継者と生計一親族以外）の場合をいいます

風俗営業会社ではない

総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります）がゼロの会社、従業員がゼロの会社（特別関係会社が一定の外国会社の場合は、従業員が5名未満の会社）ではない

② 先代経営者

会社の代表権を有していた（贈与の納税猶予では、贈与時に代表権を有していな

承継直前において本人と同族関係者で総議決権数の50%超を保有し、かつ、後継者を除いた中で筆頭者であった

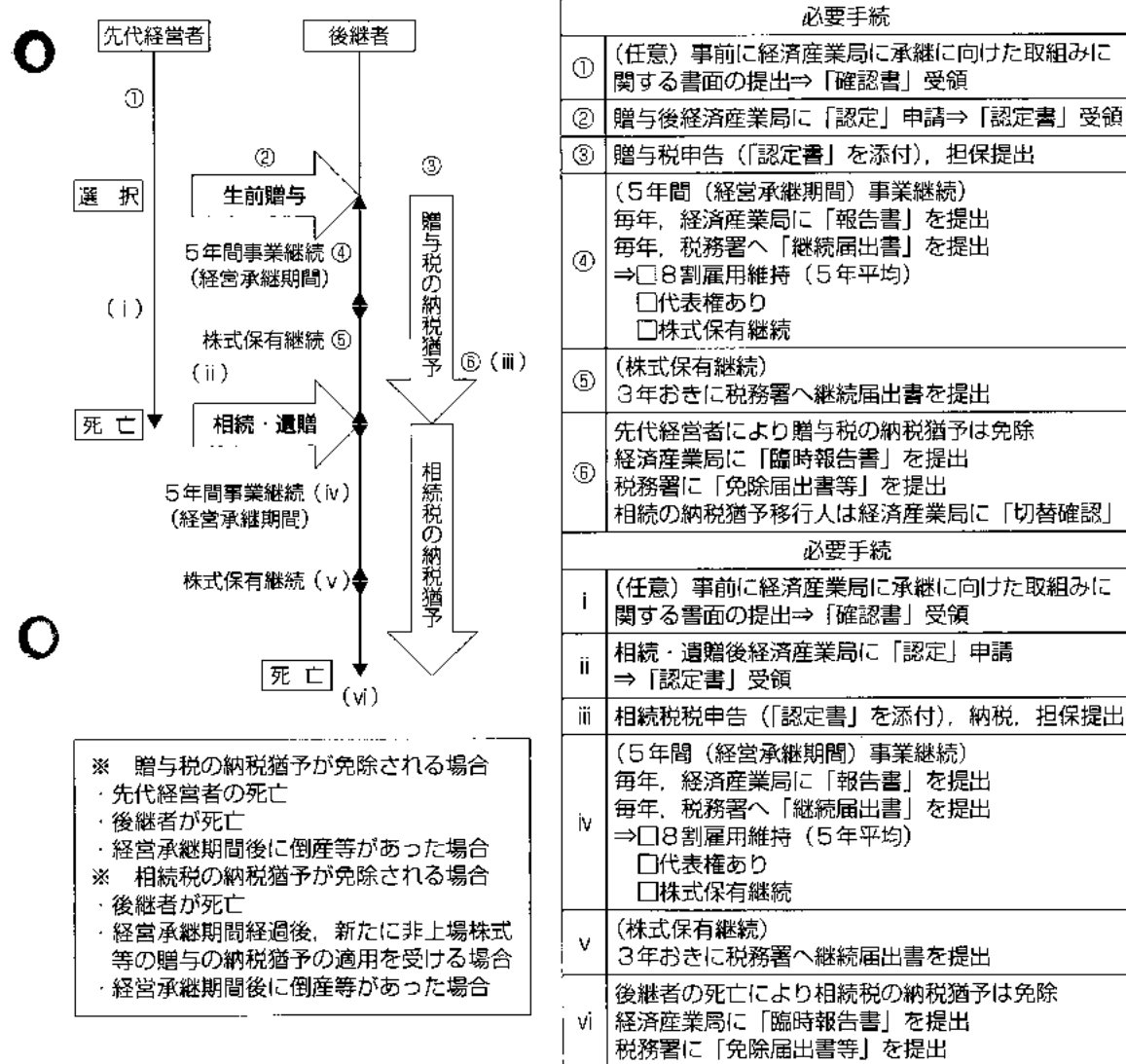
③ 後継者

会社の代表権を有する（相続の納税猶予では、死亡等後5か月以内に就任）

承継直後において本人と同族関係者で総議決権数の50%超を保有し、かつ、筆頭者である

（贈与の納税猶予場合のみ）20歳以上かつ役員就任から3年以上

(3) 事業承継税制のイメージ



(注) 経営承継期間とは、原則として、申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます。

◎ 考えるヒント

【事業承継税制を採用するかの判断】

- ① 会社と従業員を愛し、永続的に安定した事業経営を強く望んでいる
⇒適用要件が厳しいことをもって入口で当該制度を選択しないのは間違い。所有と経営を集中させて次世代に承継させるには非常に有効な制度
- ② 経営成績や財産の状態がよく自社株価が高い会社に有効
- ③ 株価上昇が見込まれる会社に贈与税の納税猶予制度は有効
⇒株価を贈与時の評価額に固定できる
- ④ 会社の所有資産に不動産・株式等が多い場合、資産管理会社に該当していないかを確認
⇒持株会社や不動産会社など資産管理会社の場合は適用できない。ただし、逆さ合併や3年間の事業実績を始めるなど対策は可能。
- ⑤ 株式分散型の相続対策をしている会社は、株式名簿などで条件を満たすか確認
⇒株主が分散しすぎていると買戻しコストがかかり断念するケースが多い
- ⑥ 後継者（親族以外も可能）が確定している
- ⑦ 贈与の場合は、自ら代表権を外さなくてはならない（役員として残ることは可能）ので経営への影響を検討

【事業承継税制の適用のために必要な準備や注意点】

- ① 事業承継税制適用（アフターフォローも含みます）にあたっては、要件や手続が煩雑であることから、事業承継税制に詳しい専門家に相談する
- ② 不測の事態を防ぐ意味でも、経済産業局の事前確認制度（任意制度）を活用する
- ③ 制度活用には公正証書遺言と、後継者以外の相続人等に対する遺留分対策をとることが必須
⇒遺留分に関する民法特例制度や代償財産の検討
- ④ 経済産業局の認定申請は受付時期が限られている（相続は相続開始後8月以内、贈与は贈与の日の属する年の8月15日から翌年1月15日まで）ので要注意
⇒相続開始後8月以内までに、後継者が株式を相続等していることが必要。
- ⑤ 経済産業局の認定申請を行う従業員の社会保険の加入状況（得喪を全部追って提出する）ため、社会保険の得喪の控えは必ず保管
- ⑥ 担保提供手続もきちんと準備
- ⑦ 経営贈与承継期間後は先代が死亡していなくても、3代目へ贈与の事業承継税制の活用は可能
- ⑧ 平成26年12月31日以前の相続若しくは遺贈又は贈与により取得した事業承継税制は、新法選択届出書を提出していない場合は、要件が異なります